報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項 の規定によりこれを報告する。

令和4年9月8日提出

みよし市長 小 山 祐

記

専決第9号 令和4年8月8日

専決第9号

専決処分書

地方自治法第180条第1項の規定により、下記のとおり処分した。

令和4年8月8日

みよし市長 小 山 祐

記

1 処分事項 市が管理する道路において発生した事故の損害賠償の額の決定

2 損害賠償額 100,000円

3 事故内容

(1) 事故発生日 令和4年7月3日(日)

(2) 事故発生場所 みよし市三好町上地内 (市道三好中央線)

(3) 事故経過 上記地内において、店舗駐車場出口から車両が市道に進入した際、フロントスポイラーが道路の窪みに接触した。

4 相手方の損害の程度

フロントスポイラーの損傷

5 過失割合 みよし市50%、相手方50%